

【諮問第299号】

5 川情個第5号  
令和5年6月22日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 早川和宏

公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

令和4年9月12日付け4川総コ第65号で諮問のありました、公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部  
行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2107

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った拒否処分は妥当である。

## 2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年12月15日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、〇〇が運営する「■■（施設名）」に関する施設関係者と実施機関の間で、面談又は電話で問合わせ等を行った内容（2021年10月から同年12月15日までの期間）について公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る公文書について、「■■（施設名）」事業廃止に係る対応について」（以下「対象公文書1」という。）と「苦情対応記録」（以下「対象公文書2」という。）と特定した上で、令和3年12月27日付けで、拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年3月2日付け審査請求書で、本件処分の取消しを求める審査請求を行った（当審査会諮問第299号事件）。

## 3 審査請求人の主張要旨

令和4年3月2日付け審査請求書、令和4年6月14日付け反論書及び令和4年8月4日付け口頭意見陳述によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 対象公文書1について、審査請求人が開示を求めているのは、審査請求人の経営する会社の事業廃止に関して、審査請求人の運営する会社が川崎市と連絡し、対応した記録である。事業廃止の経緯や苦情内容及び苦情に係る確認内容がすべて個人の権利利益を害するおそれがあるとするのはあまりに乱暴な主張であると言わざるを得ない。事業廃止の経緯については審査請求人の経営判断にすぎないから個人に関する情報がそもそも含まれていない。

対象公文書2について、苦情を申し入れた者の電話番号、名前、苦情内容程度しか記載されていないと考えられ、一般人が通常の方法で特定の個人を識別することができず、個人に関する情報に該当しない。一方で個人情報が含まれるとしても、それ自体に氏名等の記載がなく個人識別性がない場合であっても、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に係るものとして保護すべき情報は存在しない。苦情及びその対応内容自体は、そもそも個人に関する情報では無く、個別具体的な個人の具体的な権利利益の侵害のおそれはない。

- (2) 本件は当該法人の代表者が開示を求めているのであるから、そこに法人等に関する情報として保護すべき利益は無い。対象公文書1について、審査請求人の経営する会社の対応であって、事業廃止に関する届出は公にしないとの条件で任意に提供されたものでないことは明らかである。

最高裁判所平成13年12月18日判決（民集55巻7号1603頁）は、自己情報開示請求について、当該個人の権利利益を害さないことが明らかであれば、個人情報であることを理由に開示請求を拒否することはできない旨判示している。

情報公開請求において、当該請求者の固有の事情を考慮すること自体は全く禁止されているものではない。個人情報と異なり、法人は自らの情報の開示を求める方法がない以上、会社代表者である請求人が、当該会社の情報を取得するにあたっては、前記最判にしたがって本件も検討されなければならない。一部開示に関する具体的な考慮をしていない実施機関の主張には全く理由は無い。

対象公文書2については、公にしないと条件で苦情が出されている可能性はあるものの、そもそも法人の代表者による開示請求であるから、法人の利益を害することは到底あり得ない。本件における苦情は是正依頼のようなものであると想定されるので、非公開的約束が付されていることが情報の性質や状況からして、合理的とはいえない。

- (3) 当該法人の代表者が開示を求めているのであるから、川崎市と法人の信頼関係を損なうものではない。対象公文書1は監査や検査の手法に関するものではない。対象公文書2は個人情報にマスキングをするなどによって一部不開示とすれば足りるのであって、この点を考慮することなく、不開示としている点において違法である。
- (4) 本件処分は一律で開示しないというものであって、部分開示の可否については一切検討された形跡がない。実施機関は本件対象公文書1及び2を区別することなく、非開示となる部分が記載されている旨を主張したり、抽象的な理由に基づいて非開示をしており、本件対象公文書の個別の記載につき検討した証跡は全くない。また、審査請求人が開示請求文書にかかる法人の代表者であり、当該法人に関する事項について公にすること自体は実質的に同意していることを看過し、形式的に法人の利益を害することを理由に非開示としている点においても明らかに、本件の実質及び条例の趣旨を踏まえた検討を行っていない。考慮不尽の違法が存在する。

#### 4 実施機関の主張要旨

令和4年5月6日付け弁明書、令和4年8月4日付け口頭意見陳述及び令和5年4月14日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 対象公文書1について、個人の氏名や肩書といった特定の個人を識別することができる情報は原則的に不開示である（条例第8条第1号）。条例は何人にも開示請求権を認めているものであるから、開示請求者である審査請求人が個人情報の開示を受けたとしても個人の権利利益を侵害しないという主張は請求人固有の事情を述べているにすぎないから、審査請求人の主張に理由がない。対象公文書2について、苦情内容等が公開されれば、事業者が提供するサービスの利用者

や関係者が苦情を申し出しにくくなる等の萎縮的効果をもたらし、利用者が適切なサービスの提供を受けられなくなるおそれがあるため、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する（条例第8条第1号）。

- (2) 条例は何人にも開示請求権を認めているものであり、開示請求者である審査請求人が自ら代表を務める法人の情報の開示に際して保護すべき利益がないという主張は審査請求人固有の事情を述べているにすぎないから、審査請求人の主張には理由がない。対象公文書2には実施機関が個人からの苦情や相談を受けたもの及び苦情等を受けて実施機関が事業所への連絡対応を行った記録が含まれている。連絡対応では実施機関が受けた個人からの相談内容等に対して、どのような対応を行うのかを公にしないと条件で任意に提供（回答）を受けたものであり、法人等に関する情報に該当する（条例第8条第2号イ）。
- (3) 本件対象公文書1は「監査や検査の手法に関するもの」ではなく、「違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれ」があるものではないと審査請求人は主張している。しかし、事業者指定業務の中で知り得る情報であって、業務の性質上、より詳細な事実に関する情報等の提供を受けるものであるため、開示した場合、信頼関係を損ない、詳細な事実の正確な把握が困難となり、違法若しくは不当な行為による事業者の指定・廃止等の発見を困難にするおそれがあるものである。該当とした箇所は、個人名や肩書のほか事業に関する苦情やその対応及び指導に関する情報であり、開示された場合、通常外部は知り得ないような事業者個別の情報が明らかとなり、法人の正当な利益を害するおそれがある情報である。よって、情報が開示された場合、信頼関係を損ない、詳細な事実の把握が困難となり、今後の指導、監査の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である。（条例第8条第4号ア）
- (4) 実施機関は一部不開示での対応を前提に検討したが、これまで述べたように条例第8条各号の該当性を判断し、各号該当部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められることから本件処分を行ったものである。

## 5 審査会の判断

- (1) 実施機関は、審査請求人による本件請求に対して対象公文書1及び対象公文書2を特定し、条例第8条第1号、第2号ア及びイ並びに第4号アに該当するとして、不開示とする本件処分を行っている。審査請求人は、実施機関が示した不開示情報に該当しない旨の主張をしていることから、対象公文書の不開示情報該当性について以下検討する。
- (2) 条例第8条第4号は、「市の機関…が行う事務又は事業に関する情報…であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とする。
- (3) 本審査会が本件対象公文書を検分したところ、対象公文書1には、実施機関

が、審査請求人の運営する施設の管理者に対し、当該施設の運営状況について聴き取った内容が記載されていた。

これを公にすると、今後同種の聴取りにおいて、率直な供述を得ることができなくなったり、被聴取者が事実を隠したりすることで、正確な事実の確認ができなくなり、その結果、事業者による施設の適正な運営を確保するために必要な措置を適切に行うことが困難となることから、実施機関が所管する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件公文書1は、条例第8条第4号柱書に該当し、同条第1号及び第2号の該当性について判断するまでもなく、不開示としたことは結論として妥当である。

(4) 次に、対象公文書2には、審査請求人が運営する施設に関する苦情相談の記録と、これに関して施設管理者に聴取りを行った内容が記載されていた。

これを公にすると、情報提供等をする意思を有している者が、実施機関への情報提供等を躊躇することとなり、その結果、住民の相談に応じ、必要な措置を適切に行うことが困難となることから、実施機関が所管する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件公文書2は、条例第8条第4号柱書に該当し、同条第1号及び第2号の該当性について判断するまでもなく、不開示としたことは結論として妥当である。

その他、審査請求人は種々主張するが、いずれも本審査会の結論を左右するものとは認められない。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 石野百合子

委員 嘉藤亮

委員 友岡史仁

委員 中島美砂子